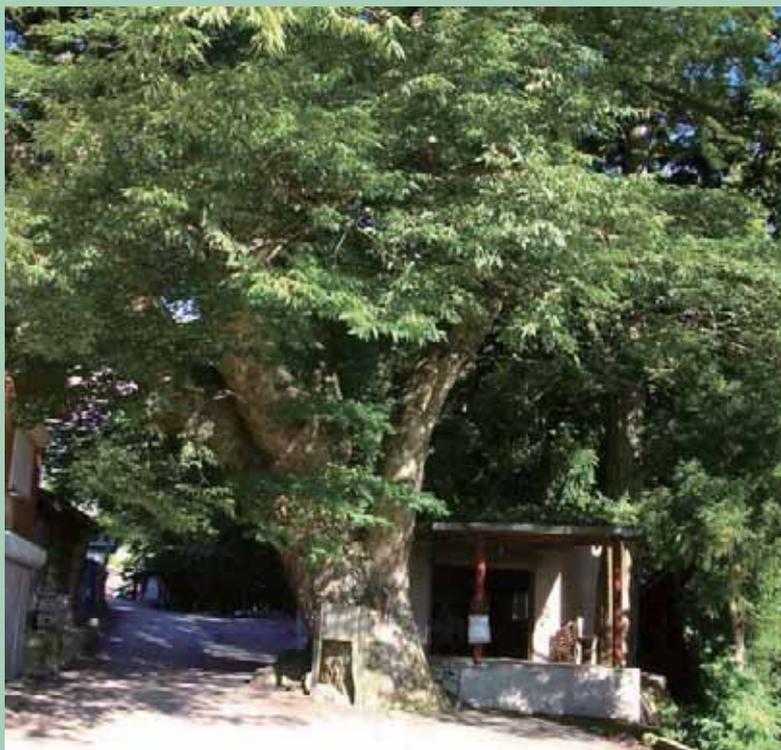


参考資料



参 考 資 料

1 策定経過

平成21年度

- 現況調査
- 市民会議

平成21年	8月	◇ 広報掲載（市民会議参加者募集）
	9月	□ 現地踏査
	10月	□ 調査・現況分析
	11月	◆ 第1回 市民会議
	12月	◆ 第2回 市民会議
平成22年	2月	◆ 第3回 市民会議

平成22年度

- 市民会議
- 課題の整理
- 計画立案
- 調整と協議
- 緑の基本計画の策定

平成22年	4月	◆ 第4回 市民会議 ○ 庁内関係各課にヒアリング事前回答書の依頼
	5月	○ 庁内関係各課ヒアリング
	6月	◆ 第5回 市民会議（提案書提出準備会） ◆ みどりのまちづくり市民会議提案書の提出
	7月	□ 課題の整理
	8月	○ 第1回 庁内作業部会 ● 第1回 策定委員会
	10月	○ 第2回 庁内作業部会
	11月	● 第2回 策定委員会
平成23年	1月	○ 第3回 庁内作業部会 ● 第3回 策定委員会 ◇ 広報掲載（計画とパブリックコメントのお知らせ）
	2月	◆ パブリックコメントの実施 □ 山梨県都市計画課との協議
	3月	□ 都市計画審議会への報告・意見聴取 □ 「笛吹市緑の基本計画」の策定

2 みどりのまちづくり市民会議の提案

(1) みどりのまちづくり市民会議の目的と経過

●目的と進め方

●みどりのまちづくり市民会議の目的

- 「みどりのまちづくり市民プラン」の検討
- 「笛吹市緑の基本計画」への市民提案の反映
- 策定委員会への市民提案の提示
- 提案書の提出、広報等による市民意識の啓発

●みどりのまちづくり市民会議の進め方

- 平成21年11月～平成22年6月
計6回開催（提案書提出含む）
- ワークショップ手法による協議
- 各回の協議まとめ、市民会議ニュース発行



●市民会議の経過

第1回 平成21年11月6日（金）
○市民会議発足・ワークショップガイダンス
●大切にしたい・提案したいみどり

第2回 平成21年12月9日（水）
●みどりの特性と課題の共有（特性図）

第3回 平成22年2月17日（水）
●みどりのまちづくりの提案（テーマの抽出）

第4回 平成22年4月20日（火）
●具体的な提案協議とアクションプログラム

第5回（準備会） 平成22年6月2日（水）
●市民プランの確認／提案書提出の確認事項

平成22年6月18日（金）
みどりのまちづくり市民プラン提案書の提出

(2) みどりのまちづくり市民会議メンバー名簿

（順不同・敬称省略）

地区	氏名	備考
石和	杉原 嘉一	
	土橋 武	
	小宮山和子	
春日居	中村 拡	
	関 正文	
	田中 貢	
御坂	中村 公紀	市民会議代表
	古屋日出子	
	反田 法子	
一宮	荻原 忠敬	
	樋口 公忠	市民会議代表
	是本 敦子	

地区	氏名	備考
八代	梶原 正一	
	西海 俊夫	
	中山 幸子	
境川	中村 長年	
	宮澤 黎夫	
	浅野 啓子	
芦川	石川 啓吾	市民会議代表
	芦沢 雅美	市民会議代表
	芦澤 薫	

注) *市民会議代表の4名の方は、策定委員として策定委員会にも参画していただきました。

(3) みどりのまちづくり市民会議の提案

●提案書の提出

●提案書提出の概要

- 日時：平成22年6月18日（金）
午後7時～8時
- 場所：笛吹市役所南館 大会議室
- 出席者：まちづくり市民会議メンバー
市長／副市長／経営政策部長／建設部長／事務局（まちづくり整備課）／アドバイザー

○主な概要

- ・みどりのまちづくり市民会議の概要説明
- ・市民プランの説明（市民会議メンバー代表）
- ・市民プラン提案書の提出
- ・市長あいさつ
- ・懇談・意見交換 など



●みどりのまちづくり市民プラン趣意文

趣 意 文

笛吹市長 萩野 正直 殿

私たち、笛吹市みどりのまちづくり市民会議は、美しい自然、豊かな環境を活かしたみどり豊かなまちづくりの実現に向けて、これまで5回の会議を開き、ワークショップを通して、市民の視点からの提案づくりを進めてきました。

笛吹市は、緑濃い山々に囲まれ、森林や丘陵地の里山、また、笛吹川とその支流が創り出した潤いある肥沃な大地の恩恵を受け、文字通り桃源郷と称される美しい都市です。市民会議では、「笛吹市のみどりとはどんなものなのか」、「この豊かな風土を次世代に引き継いでいくためにはどうしたらいいのか」の想いを基調として、みどりの環境をいかに守り・育み・創っていくかについて、個々の想いを束ね真摯に協議を積み重ねてきました。

今後、「笛吹市緑の基本計画」の策定が予定されています。また、本市の緑のまちづくりに関わる様々な事業を進める際には、この市民会議の提案を十分に反映し、ひとつずつ実現に向けた取り組みに活用するとともに、市民の主体的な活動に対し理解と支援を深め、協働体制によるみどりのまちづくりの実行・実現を目指していただくことを念頭に、ここに提言いたします。

平成22年6月18日

笛吹市緑の基本計画みどりのまちづくり市民会議メンバー一同



「みどりのまちづくり市民プラン」の内容

■みどりのまちづくりの基本理念と大切な視点

●みどりのまちづくりを考える基本理念

- 笛吹市らしいみどりを活かす、未来に夢をひろげるみどりのまちづくりを進めよう
- 風土に育まれた生きた資産としてのみどりを次代に引き継ごう
- 私達の暮らしとみどりとの関わりを見直そう

市民会議は、話し合いしやすいよう2つの任意のチームに分かれ、全体で確認・調整を行いながら進めてきました。その過程から、提案づくりのベースともなる共通の大切な視点が見えてきました。

◆提案づくりで大切な7つの視点

- ① 郷土が誇る桃源郷の農の風景を守ること
- ② 豊かで美しい河川・水辺を取り戻し、活かすこと
- ③ まちを縁どる多くの機能をもつ山を元気にすること
- ④ 芦川などふるさとの原風景や森や里山の緑を守ること
- ⑤ 生態系と共生し、風土の自然環境とのふれあい方を考えること
- ⑥ 笛吹市らしい緑を考え、まちなかや身近な暮らしのみどりを増やすこと
- ⑦ おもてなしのみどりを活かし、みんなが楽しむみどりを育てること



■市民会議提案の実現に向けて

◆みどりのまちづくり市民提案の実現に向けて、次の行動指針を提案します。

■市民が進めること

- 笛吹市や身近な地域のみどりを知ること。その付加価値を見直し、みどりに関する関心を高めること
 - ・ 関心や意識を高める／地域資源の再発見／情報のストックとお披露目、身近な場からの情報交換／広報やインターネットを効果的に活用する など
- 市民発意の活動の芽を育み、みどりを楽しむ活動の実施など、手を携え市民活動をネットワークしていくこと

■協働で進めること

- 潜在的なみどりの魅力資源を再認識し、共通の財産として広めていくこと
 - ・ PR・広報の充実／マップ・パンフレットの作成／おもてなしの緑などの観光活用 など
- 動き出すこと。協働で知恵を出し合い効果的な取り組みを実践すること
- 緑を育む人材の育成と協働体制の場づくりを進めること
 - ・ 人材育成・人材バンクの創設／継続的な場づくり／環境教育の充実 など

■行政が進めること

- 市民活動への十分な支援とみどりを守り・育む仕組みを創ること
 - ・ 情報提供の充実／相談窓口の創設／維持管理の仕組みづくり／市民活動への支援・助成の充実 など
- みどりのまちづくりの体制づくりと、実効性を高めるための効率的・効果的な手法の検討、実行に移し導くこと
 - ・ 条例・地域のルールづくり／関連施策・関連部局との調整／行政の横断的な連携 など

第1歩！ここから一緒に進めよう！

- 郷土の大切なみどりの資源を知ること！そこから交流を深め、市民・事業者・行政が連携した協働のサポート体制をつくる

- 今できることから始める！取り組みやすく波及効果の高い活動を実践する！

～お金をかけずに知恵を出す機会をつくり、継続し、まず実践に取り組むこと～

「気になるみどり」を知らしめる・市民の意識を高める／緑のマイスター制度創設の検討／花とみどりの回廊づくりを進める（市民プロジェクト） など



■みどりちゃんの夢づくりチームの提案

みどりのまちづくり
のテーマ（目標）

こんな取り組みを進めよう！

みどりのまちの将来像

未来に夢を広げるみどりのまちづくり

1. 豊かな自然
を守り、自然とのふれ
あいを高めよう！

①荒れた森と里山を再生する

- 森の果たしている役割を考える
- 笛吹市にふさわしい植林を
- 植樹祭等のイベントを広く市民に普及する
- 林道の整備
- 森林整備のフォローアップ
- 林業が維持できる環境づくり

②水辺の緑を守り、活用する

- 水辺の緑を守り・活かす
- 水に親しむ空間づくり

③自然とのふれあいを高める

- 子ども達が、里山に入り、遊べる環境づくり
- 自然観察路の整備など
- 森林セラピー、エコツーリズム、環境学習などを進める

④生き物の生息の場を守る

- 生き物が棲める森づくり
- 生き物の生息空間を守る
- 地域固有の植物を守る
- 生き物の生息の場に配慮した施設の整備

⑤深刻化する鳥獣害への対策を強化する

2. 桃源郷の美しい風景を
守り、育てよう！

①農業を元気にする

- 新規就農者の受け入れ
- 農産物のブランド化
- 自分たちの販路を創る
- グリーンツーリズムなど、農村交流を活発にする

②農の緑と風景を守る

- 耕作放棄地、遊休農地対策や有効活用～特に傾斜地の農地等
- 桃の風景を守り・育てる
- 特徴的な農村風景を守り、育てる（芦川の豊かな自然と農村景観など）
- 良好な眺望場所をつなげる

3. 千年の歴史を活かしたまちづくりを進めよう！

①歴史を物語るみどりを守る

②歴史を活かした観光地づくり

4. 身近な暮らしの緑を守り・育てよう！

①親しみのもてる公園づくり

- 今ある公園の魅力を高める
- 新たな公園整備・管理のあり方を考える

②まちなかの緑を増やす

③おもてなしを感じさせる緑のまちづくり

- 温泉街や主要な観光地、駅、観光道路、河川などの街路樹、花植えなど
- テーマを決めたプランター緑化
- 自慢の庭を一般に公開するオープンガーデンの普及
- 庭先の緑化コンクール、区単位でのコンクールの実施

④大切にしたい身近な緑を守る

- 地域のシンボルとなっている古木、大木、文化財の緑など
- 身近な雑木林を残し、活用する

実現に向けて

■緑を育む人と仕組みをつくろう！

①緑を育む人づくり(緑を大切にできる心が基本)

- 子どもが自然の中で遊び・学ぶための環境づくり
- リーダーの育成

②市民の緑に対する関心を高める

- 仲間を増やすしくみづくり
- 笛吹市みどりの日の制定
- 緑化意識の向上、一人一人の意識を高めていく手だてが必要
- 地域にあった取り組みを自分たちでやっていく

③主体的な市民活動を育てる

- 地域のことは地域(区)で取り組む仕組みづくり
- お金のかからない知恵を出し合う取り組みをする
- 地域の取り組みを紹介する
- 緑の活動を広げていく
- 活動を長続きさせるため、熱意のあるボランティア組織を育成する

④みどりのまちづくりのための仕組みをつくる

- 緑を育てる仕組みをつくる
- 緑を管理する仕組みをつくる
- じゃまになってしまう緑の維持管理

⑤自然や緑の魅力を活かした観光地づくり

- 潜在的な魅力資源を再認識する
- 魅力的な資源を織り込んだ観光パンフレットの充実
- 笛吹市の魅力を広く発信する

■市民会議は、計画づくりで終わらせるのではなく、実現に向けて継続的に活動をすべき！

■みどりのまちづくり市民プロジェクトの提案

(仮称)花いっぱい笛吹ロマン街道づくり

■趣旨：笛吹市の観光・魅力スポットを結ぶ主要な道路や散策ルート等特色ある街路樹や花植えなどにより、花とみどりの回廊づくりを目指す。

ステップ1：資源を掘り起こす

- ・方法：①市のホームページ、広報を活用し、広く情報を募る ②区長さんに紹介してもらう ③まち歩きなどで資源を発掘する
- ・集めた情報の整理・管理、ホームページ、広報等による広く市民に情報発信
- ・そのためには、行政の支援、後押しが必要

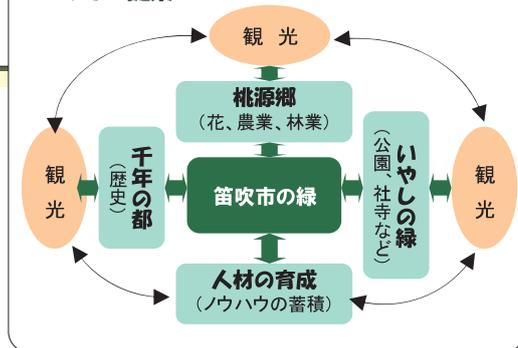
ステップ2：資源を結びつける

- ・地域単位の「花と緑の散策マップ」を創る
- ・歴史的な建造物や史跡、道祖神などの小さな歴史資源を活かす
- ・四季折々の花を楽しめるよう工夫する
- ・観光ボランティアガイドを充実し、活用する
- ・安心して歩ける散策ルートづくり

ステップ3：ロマン街道を多くの人に知ってもらう



■みどりを活かしたおもてなしの観光地づくりの提案



■ 笛吹緑のマイスターチームの提案

1. みどりのまちづくりの考え方（理念）

- 生きた資産としての「みどり」をどう捉えていったらいいのかが
- みどりと暮らしとの関わりを見直さなければならないのではないかと

2. みどりのまちづくりの提案

※文字がみどり色の箇所は、市民ならではの特筆すべき提案です！

● 笛吹市の緑って？

● テーマ・目標

● 提案！！ 取り組み！

○ 盆地を囲む川や周囲の山々が笛吹市の特徴と思うけれど、その豊かさをあまり感じないのはなぜ？

1. 大地の構造を重視し、水と緑が調和するまちづくりを進めよう

- ① 清流を取り戻す（清流を創り出す緑の保全、流水を確保し水質を守る、河川空間の維持管理の推進）
- ② 川に向かうまちづくりを進める（水と緑のレクリエーション活用、多自然型護岸の整備、一律化した河川整備の見直し）
- ③ 水と緑が融合した風景を感じるルートづくり（緑の一里塚（緑の道標）づくり（川や水路沿いの効果的な植栽による潤いある空間づくり、地域の緑の景から全体風景へネットワークする））

○ 山は緑というけれど、山の恵みを受けていないような気がするのなぜ？

2. 山や里山の緑を取り戻すしくみを創ろう

- ① 山・里山のみどりの再生（元に戻せる自然の再自然化、増やす緑・減らす緑（景観・防災のみどり、各戸のみどりのマナー啓発など）の再検討、喪失した森を移す・戻す（リニア整備後の復元緑化等））
- ② 山や里山の維持管理を進める（弱っている山の手入れ、地域の下草刈りの活用、樹木医等の育成と連携）
- ③ 森林・果樹の環境活用（間伐材・剪定枝のエネルギー循環システム活用、地場産材の用途を増やす施策の検討、環境基本計画との連携）

○ 私たちの暮らしも循環のシステムに大きく関わっているのかな？

3. 風土の環境・生態系と共生するシステムを見直そう

- ① 動植物との共存・共生を見直す（生息環境調査と共存のシステムを全域で見直す、在来種・自然植生の再生）
- ② 地域環境の指標となる遊ぶ・触れるみどりの環境教育と郷土のフィールドの有効活用（子どもと大人の環境教育（お宝発見・思い出マップづくり）、エコ・グリーンツーリズムの実施、里山体験、枝打ち・下草刈り体験、ピオトープづくり、花いっぱい花壇コンテスト、緑のカーテンづくりの普及（種・苗の普及））

○ 桃源郷と呼ばれるのは嬉しいけれど、この風景のほころびが心配、守れるのかな？

4. 桃源郷の景観や農のみどりを誇るまちづくりを進めよう

- ① 桃源郷の景観を守り・活かす（鉄道や道路からの眺望を守る、景観条例の検討（桃の花の景、樹園））
- ② 農地のみどりを守る（耕作放棄地・遊休農地の活用、農業体験の実施（県内高校・大学等との連携、大学と県の協定検討等）、貢献するみどりの抽出と保全、農業施策との連携）
- ③ 誰かがどこかでみている風景を顕在化する（果樹景観シート作成による重点エリアの抽出と保全・活用、みどりのビューポイント定点撮影の実施（みどりの変遷の記録）など）

○ 緑に囲まれ暮らしているけれど、まちなかであまり緑を感じないのはなぜ？

5. 緑との関わりを見直し、まちや暮らしを豊かにする緑を育もう

- ① 地域の良い環境や眺望の活用（芦川原風景の保全とPRの充実、眺望景観の活用、藤笠の滝等の保全）
- ② おもてなしの緑を育む（緑の観光活用、緑の演出と修景、オープンガーデンの活用）
- ③ 都市の緑を育てる（都市とは異なる笛吹らしい公園づくり、公園の緑の育成と維持管理、緑を残す・復元する施設整備、笛吹市らしい街路樹の見直し、季節を感じる植樹・植栽の工夫、ゴミ捨て場と化す空地・未利用地の改善）
- ④ 暮らしの緑を広める（庭や家まわりの緑化・生垣化、小径や小川など際（きわ）の緑の育成）
- ⑤ 暮らしに貢献するみどりを守る仕組みづくり
※詳細は「実現に向けて」

○ 自然や緑を大切にすることを忘れていたから、緑を感じなくなっているのかな？

6. 緑を感じる心と、愛おしみ大切にしている仕組みを育てよう

- ① 緑を感じる目（芽）を育てる
 - ② 緑の交流を深める
 - ③ みんなで支える仕組みを創る
- ※詳細は「実現に向けて」

3. 提案の実現に向けて進めること！

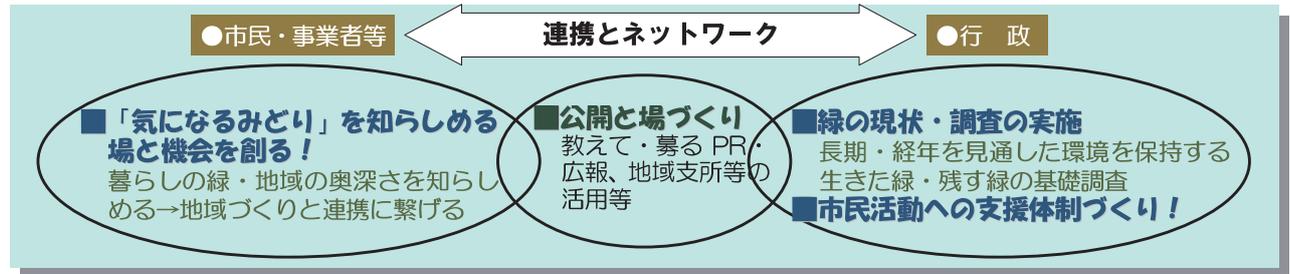
始めに！今できるコトから進めよう！！



●良好な緑とその活動を知らしめる「市民の意識づけ」が重要！

- ①みどり・資源の発掘・発見 → ②知らしめ・お披露目する → ③身近な評価を進める → ④ヤル気（継続・維持）と連携に結ぶ

楽しんで動く！楽しんでつなげていくことが大切！！



◆みんなで支えるための段階プログラム



3 笛吹市の公園・緑地等の一覧

■ 笛吹市の公園・緑地等の一覧（1）

平成21年4月1日現在

区分		名称	面積 (ha)	摘要	
公園・緑地	都市公園	街区公園等	石和温泉駅前公園	0.27	(都市計画公園) 用途地域内
			近津ふれあい公園	0.15	用途地域内
			石和小林公園	0.48	用途地域内
			八代ふれあい運動広場	0.50	
			八代ふれあい健康広場	0.21	
			八代健康ふれあい館	0.04	
	緑地	県立森林公園金川の森	35.60	(県立公園)	
		都市公園 計	37.25		
	その他の公園	石和恵比寿公園	0.26		
		八代浅川河川公園	0.85	用途地域内	
		石和ふれあいゾーン	1.08		
		石和渋川河川公園	0.15		
		石和渋川水辺の公園	0.65		
		石和平等川河川公園	1.10		
		春日居温泉湧出記念公園	0.05		
		八代増田ふれあい広場 (ひだまり公園)	0.28		
		八代南ふれあい公園	0.14		
		御坂路さくら公園	1.73	都市計画区域外	
		八代ふるさと公園	4.88	駐車場を含む	
		八代南森之上多目的広場	0.37		
		八代四ツ沢川砂防公園	3.78		
		八代浅川砂防公園	0.40		
		一宮金沢憩いの森公園	2.81		
		一宮花見台公園	0.18		
		みさか桃源郷公園	3.61		
		御坂プチパーク下成田	0.08		
		藤壘の滝大窪癒しの杜公園	1.70		
その他の公園 計		24.10			
公園・緑地 合計		61.35			

注) *1 都市公園：都市公園法に定める公園緑地（都市計画公園：都市計画決定された公園）

【公園・緑地等面積の出自】

○都市公園：「山梨県の都市計画」（平成19年3月）および笛吹市まちづくり整備課資料

○その他の公園、公共空地：笛吹市まちづくり整備課調べ、山梨県ホームページ県政情報・統計（市町村ミ二辞典、公園施設）による。

■ 笛吹市の公園・緑地等の一覧（２）

平成 21 年 4 月 1 日現在

区 分	名 称	面積 (ha)	摘 要	
その他の公共空地	広場・緑地	清流公園	2.40	清流館の施設を含む
		東部農村広場（上平井）	0.37	
		なかよし公園・ゲートボール（下平井）	0.06	
		ふれあい広場（小石和）	0.62	
		上黒駒広場	0.11	都市計画区域外
		栗合区広場	0.41	
		新上宿ゲートボール場	0.22	
		井之上ゲートボール場	0.08	
		チビッコ広場（尾山）	0.05	
		広場（八千蔵）	0.07	
		ゲートボール場（金田）	0.07	
		広場（国分）	0.25	
		荒神堂公園	0.05	
		ふれあい広場（増田）	0.05	
		大黒坂広場	0.49	
		境川児童館隣広場	0.42	
		春日居コミュニティ公園	0.07	
	小 計	5.79		
	自転車道	笛吹川サイクリングロード	3.57	
		金川サイクリングロード	0.83	
		小 計	4.40	
	スポーツ広場等	笛吹市多目的広場	1.28	石和地区砂原
		石和農村スポーツ広場	1.26	石和地区広瀬
		石和中央テニスコート	1.42	石和地区広瀬
		下黒駒ふれあいスポーツ広場	0.32	御坂地区下黒駒
		下野原スポーツ広場	0.06	下野原
		花鳥の里スポーツ広場	3.84	
		若宮スポーツ広場	0.18	上黒駒
		いちのみや桃の里スポーツ公園	2.69	駐車場を含む
		花鳥スポーツ広場	0.67	
		八代中央スポーツ広場	0.84	
		八代南部スポーツ広場	0.49	
		若彦路ふれあいスポーツ館	0.97	
境川スポーツセンター		0.52		
春日居スポーツ広場		2.64		
芦川テニスコート		0.39	都市計画区域外	
芦川スポーツ広場		0.54	都市計画区域外	
小 計		18.11		
その他の公共空地 合計		28.30		

注) *1 公共空地：社会体育施設（スポーツ広場等）など、公園に準じる機能をもつ公共施設

*2 青文字の数値は、「笛吹市公有財産調書」に基づく市有地面積で公園開設面積とは異なる。

4 緑の基本計画策定メンバー

(1) 策定委員会名簿

(順不同・敬称省略)

区分	職名等	氏名	備考
学識経験者	山梨大学大学院准教授	大山 勲	会長
関係機関	峡東林務環境事務所長	杉山 秀敏	
	峡東建設事務所所長	川崎 英美	
団体代表	笛吹市商工会会長	若杉 成剛	
	笛吹市農業委員会会長	荻野 勇夫	
	笛吹市観光物産連盟事務局長	小澤 紀元	
	笛吹市女性団体連絡協議会会長	風間 京子	
	笛吹市民生委員会児童委員会会長	林 進一	
	笛吹市区長会会長	田中 正純	副会長
	笛吹市青少年育成協議会会長	風間 修	
みどりのまち づくり市民会 議代表	—	中村 公紀	
	—	樋口 公忠	
	—	石川 啓吾	
	—	芦沢 雅美	
行政代表	副市長	望月 健二	
	建設部長	佐藤 貞雄	



・第1回策定委員会



・第2回策定委員会



・第3回策定委員会

(2) 庁内作業部会名簿

(順不同・敬称省略)

部 名	課 名	担 当	氏 名
経営政策部	経営企画課	経営政策担当	小宮山和人
市民環境部	市民活動支援課	市民活動支援担当	風間 雄太
	ごみ減量課	環境担当	古屋 儀彦
産業観光部	農林振興課	農林経営担当	雨宮 良秋
	観光商工課	観光商工担当	小澤 紀元
建設部	土木課	建設担当	山田 英司
	まちづくり整備課	計画指導担当	古屋 幹仁
教育委員会	教育総務課	教育総務担当	土屋由美子
	文化財課	文化財担当	伊藤 修二
	生涯学習課	生涯学習担当	赤尾 好彦



・第1回庁内作業部会



・第1回庁内作業部会



・第1回庁内作業部会

(3) 事務局職員名簿

職 名 等	氏 名	備 考
まちづくり整備課長	雨宮 一彦	
まちづくり整備課 計画指導担当リーダー	宮川 明史	
まちづくり整備課 計画指導担当	鈴木 寿明	
	飯島 健史	
	山本 公一	

5 用語解説

あ 行

アイデンティティ

自己が、環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。国・民族・組織など、ある特定集団への帰属意識、同一性などの意味で用いる。

アダプトプログラム

里親制度をさす。ボランティアとなる市民や団体が里親となって、一定区画（公園など）を自らの養子とみなし、清掃・美化などを行って面倒をみる仕組みのこと。

エコツーリズム

環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域の自然や文化等とふれあい、地域社会の発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、レクリエーション）のこと。1980年後半頃から新たな旅行のあり方として認識され始めた。

NPO（特定非営利活動法人）

Non-Profit Organization の頭文字をとった略語で、特定非営利活動法人と訳される。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織のこと。

オープンガーデン

ガーデニングの先進国イギリスで発祥し、個人の庭を開放し、一定期間一般の人々に開放するなど、地域の美化に寄与するボランティア活動。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地を総称している。

か 行

ガーデニング

家庭で行われる造園や園芸の一種。個人が所有する庭やベランダ等において草花を植栽したり、柵や石畳などで装飾するなどの庭づくりを楽しむこと。

街区公園

主として半径 250m程度の範囲の街区に居住する者の日常的な利用に供することを目的とし、敷地面積を0.25haを標準として配置される公園で、都市公園のひとつ。子供の遊び場になるなど、都市公園の中で一番身近な公園。

外来種

他地域から人為的に持ち込まれた生物、植物のこと。近年、地域固有の生態系に深刻な影響を及ぼす侵略的外来種が問題視されている。

合併（処理）浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。下水道のない地域での水環境の汚染防止に有効とされている。

過密林

間伐等の手入れが行われず、過密状態となった人工林のこと。戦後植えた人工林は、良質木材を供給できる伐採適期に入ったが、国産材消費量の減少等から手入れがなされず過密化状態となり、森林機能の荒廃化を招いている。

環境基本計画

良好な環境を保全・創造し、次世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する計画。

環境教育（学習）

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の重要性を認識して、責任ある行動がとれるようにすることを地域社会へ広げていく教育（学習）のこと。

環境負荷

人が環境に与えるマイナスの影響（負荷）のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが集積することで悪影響を及ぼすものも含んでいる。環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの」としている。通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業のこと。

間伐

樹木の成長がほぼそろっている林で、最終の伐採収穫の前に育林と収入を目的とし、一部の立木を抜き切る間引き作業のこと。

協働

協力して働くという意味。まちづくりの場合、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で使用している。

近隣公園

主として半径 500m 程度の近隣に居住する者の利用に供することを目的として、敷地面積 2ha を標準として配置される公園で、都市公園のひとつ。比較的身近な公園で、一時避難場所としても利用されることが多い。

グラウンドワーク

地域住民と企業や行政が連携し、樹木の保全、植樹、緑地づくり、ピオトープづくりなど、地域の身近な環境づくりや改善を行う運動のこと。イギリスで提唱された運動であるが、我が国でも浸透し、地方都市で様々な活動が行われている。

グリーンツーリズム

都市の住民が自然の豊かな農山漁村に滞在し、自然や文化、地元の人との交流を楽しむ余暇活動のこと。都市の住民が自然の豊かな生活することでのストレス解消とともに農山漁村の活性化が期待される。

グリーンバンク

住宅の増改築工事、道路の拡幅工事、公有地における開発転用等に伴い除去される樹木、また、市民・企業等の不用となった庭木等について、緑化に有用と思われるものを無償で譲り受け登録し、公共施設の緑化や必要とする市民・企業に斡旋を行い再利用する制度のこと。

景観協定

一定の区域に住む人や店舗・事務所などを持っている人たちが、地域の状況に応じて、自ら建築物

の規模や形態、壁面の位置や色彩、樹木の植栽などについてのルールを決め、景観に関する協定を締結したとき、景観協定として認定する制度。

コミュニティ

一般的に地域共同体、または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりを行う際に対象とする地域社会の意味などで使用される。

さ行

里山

集落の近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜などを採取していた、人のかかわりが深い樹林地・農地のこと。自然と人間が共存している田畑、雑木林でもあり、独特の生態系が存在している。

施設緑地

私たちが日常目にする「緑」のうち、都市公園やこれに準じる機能をもつ施設、公共公益施設の植栽地、民間施設の緑地など、施設として利用されている緑または緑地のこと。

指定管理者制度

平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、それまで地方公共団体等に限定していた公の施設の管理・運営から、株式会社等の民間事業者も含めた幅広い団体（財団法人、NPO 法人、市民グループ等）に包括的に代行させることができるようになった。この制度を、以前の「管理委託制度」（市の出資法人や公共的団体等に限り管理を委託できる制度）に対し、「指定管理者制度」という。

市民農園

自然とのふれあいを求める市民のレクリエーション活動の場として、農業体験を行えるよう農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。最近では、地方公共団体や農協等が市街地内に残された農地の活用を図りつつ、市民のニーズにこたえるため、農地所有者から農地を借り上げて設置するケースが多くなっている。

市民緑地制度

土地の所有者の申し出により、地方公共団体または緑地管理機構が当該土地の所有者と契約を締結

し、これに基づき地方公共団体等が一定期間その土地の管理と必要な整備を行い、住民に緑地として公開する制度。都市計画区域内の面積 300 m²以上の土地が対象となる。

シャトルバス

近距離を何度も頻繁運行するバスのこと。

樹木医

樹木の病気を診断して、樹勢の回復を助ける専門家のこと。(財)日本緑化センターが認定を行っている。

樹林地

樹木が密生している場所のこと。植生により自然林、人工林、二次林(雑木林)などに分類できるとともに、地形からは平地林、斜面林などに分類できる。

条 例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

食 育

「知育」「徳育」「体育」に加え、必要だとされ始めた教育分野。様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得することから、マナーや伝統といった「文化」、更には自給率や国際的な食糧問題などの時事問題に至るまで、「食」に関する多岐に渡った分野についての「教育」のことをいう。

親 水

人が川や水辺に近づき、または触れることで水に親しみを深めること。河川などの護岸では、従来の堤防から水辺に近づきやすい階段状や緩やかな勾配のものがつくられるようになっており、そうした護岸を親水護岸と呼ぶ。

神体山

主に神道において、神が宿るとされる山や神奈備(かむなび・神々が宿る森林を抱く山)の山のことをいう。

森林セラピー

森林や地形といった自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリング、森林浴、森林レクリエーション等を通じた健康回復、維持・増進活動のこと。

水源涵養

流域に降った雨水等が河川に流出されるまでの過程において、流域の土壌の親水性、保水性を高めることなどにより、表面流出を緩和し、水源としての機能の保持を図ること。森林、水田等はこの機能があるとされている。

スローフード

規格・標準化された生産ではなく、その土地の風土にあった伝統的な食文化や食材、農業等を見直し大切にするための運動のこと。ファーストフードの対義語に留まらず、広くスローな食・農を起点に展開する生活スタイル全般を指す。

生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。生物の多様性は、私たちの病気を治し、私たちに食糧を供給し、産業に必要な原料を提供していますが、近代化にともなう大規模な開発、自然環境の汚染、野生動物の過剰利用、移入種(外来種)による在来種の駆逐、商業的に価値の高い種ばかりを栽培・繁殖することによる種の単一化などにより、地球規模の生物多様性の危機が起っています。

絶滅危惧種

急激な環境変化や乱獲などにより絶滅のおそれのある野生生物の種のこと。

雑木林

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに、人為管理してきた林のこと。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギやコナラ、エノキなどを中心に、土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなっからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

総合公園

主として都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的として、都市規模に応じ敷地面積 10~50ha を標準として配置される公園で、都市公園のひとつ。比較的大きな公園で、スポーツ公園や防災公園の機能を兼ねることも多い。

た 行

多自然型工法

自然や生態系に配慮した工法のこと。道路ではけものみちの確保や自然型用壁の設置、河川・水路では、魚道の確保、自然植生や石積みなどを活用した多自然型護岸、ワンドの設置、緑化では実のなる木などの生き物の生息に配慮した緑化が行われる。

地域制緑地

私たちが日常目にする「緑」のうち、法律や条例による土地利用規制等を通じて一定の担保性が確保されている緑または緑地のこと。都市緑地法に基づく「緑地保全地域」や「緑地協定」による担保が代表的である。

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地球上の気温が上昇する現象のこと。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体として整備・保全するために定められる計画。地区計画では、地区施設の規模・配置、建築物などに関する制限などを定めることができる。

地区公園

主として半径 1 km 程度の徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的として、敷地面積 4ha を標準として配置される公園で、都市公園のひとつ。

地産地消

地域生産地域消費の略語で、地元でとれた生産物を地元で消費することをいう。食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

鎮守の森

日本において、神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林のこと。かつては神社を囲むようにして、必ず存在していた森林のことで杜の字をあてることも多い。

都市計画

「都市計画」とは、都市計画法では「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されている。人口や産業の集積の場である都市の環境を保全し、その機能を増進するために概ね 20 年ぐらいの長期の見通しにたち、その都市の将来像、市街地の規模、土地利用の方針等を定め、必要な道路や公園等の都市施設の位置配置・規模を決め、全体として調和のとれた都市をつくり上げていくための、まちづくりに関する総合的な手法のこと。

都市計画区域

都市計画を策定する区域の単位となるものであり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域。

都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図ることを目的として、敷地面積 0.1ha 以上を標準として配置される緑地で、都市公園のひとつ。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模は 0.05ha 以上とされている。

な 行

二次林

元々その土地に本来あった原生林が、台風や噴火などの自然災害や人為的な伐採などによって破壊され、その後自然に再生した林のこと。雑木林

は、長い年月にわたり、緩やかに人の手が入ることにより成り立ってきた二次林のひとつの形態である。

ネットワーク

「網細工、網の目のような組織」の意味であり、まちづくりの分野では市内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるために、相互に連携させることを意味する。

農業法人化

農業法人とは、稲作や畑作をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。近年、農業を取り巻く環境の変化から、農業経営の法人化が目され、全国的に関心が高まっている。

農地バンク制度

正式には「農業経営基盤促進法における農地保有合理化制度及び農用地利用集積計画制度」であるが、一般的には農地バンク制度の呼称が用いられている。遊休農地の解消対策として、市内に遊休農地等を所有してその提供を希望する人と、その利用を希望する人に関する情報を登録し、農地の安全な貸し借りを仲介する制度のこと。

ノウハウ

ある専門的な技術やその蓄積、方法やこつのこと。

は 行

BDF（燃料）

バイオディーゼルフューエル（Bio Diesel Fuel）の頭文字をとった略語。生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーのひとつ。

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの」をいう。

ハザードマップ

地震・台風・噴火などにより発生が予想される災害の、進路や範囲、時間などを地図に表したもの。災害予測地図などともいう。

パブリックコメント

一般的には「市民意見」という意味。行政が政策や計画などを決定する際に、素案等を公表し、広く市民の意見や情報を募り、その上で意志決定を行う手続きのこと。今日では、多くの自治体で制度化が図られている。

ヒートアイランド現象

主に都市部でのエネルギーの増加、緑の減少、地表をアスファルトやコンクリートで覆うことや、大気汚染が原因となり、都市部の気温が郊外よりも上昇すること。

ビオトープ

ドイツ語の Bio（生命）と Tope（場所）との合成語。野生生物が共存共生できる生態系を持った場所や空間のこと。植生豊かな水辺や雑木林がその代表例であり、また開発事業などに際して積極的に保全、回復、創出が図られる野生生物の成育・生息環境という意味でも用いられる。

ファサード

建築物の正面の外観のこと。一般的には正面玄関側の立面をいうが、都市景観では外観として重要な面である場合はそれ以外の面についても呼ぶことがある。

フィールド

野原、田畑、競技場など場所や現地のこと。また、領域、分野などの意味でも用いる。

フィルムコミッション

映画やドラマのロケーション（野外撮影）を地元で誘致し、スムーズに撮影が図られるよう支援する活動で、ふるさとへの自然や緑をPRし、市民のふるさとへの愛着や意識の醸成を図る上で効果的である。山梨県でも「山梨フィルムコミッション」を推進している。

風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、県知事または市町村長が都市計画に定める地域地区のこと。風致地区内での建築等の行為については、県知事または市町村長の許可が必

要であり、都市の風致を維持するために政令や条例で定める基準に適合しないものについては不許可とされる。(10ha 以上は県知事、10ha 未満は市町村長が許可権者)

不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等にゴミ等を捨てること。

ふるさとの散歩道

地域の歴史・文化資源や観光資源、公園・広場、河川や樹園地の水路、道路等を活用し、サインや休憩スポットの整備、オープンスペースや未利用地等を活用した緑化等により、地域資源に親しみ散策を楽しむことをねらいとした回遊ルートのこと。本市では、これに桃源郷の風景を楽しむことも含めている。

プレイリーダー

遊び場や自然体験活動などにおいて、子どもたちの活動をみまもり、活動に応じた知識等を教える指導者（リーダー）のこと。

プロムナード

歩行者用の公共空間で、散策や回遊することのできる空間のこと。「遊歩廊」ともいう。

文化的景観（制度）

文化的景観とは、文化財保護法では「地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活または生業の理解のために欠くことのできないもの」と定義されている。「景観法」の制定と併せ「文化財保護法」の一部改正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など、人と自然との関わりの中で創り上げられた景観（＝文化的景観）も文化財として保護の対象に位置づけられた。

保存樹木・保存樹林

市町村や県などの環境保全条例により、特に保存が必要であると認められ、指定された樹木や樹林のこと。保存樹木・保存樹林の所有者は、枯損防止など保存に努める義務を負う。

ボトムアップ

下からの意見を吸い上げて全体をまとめていく管理方式のこと。レベルの底上げという意味もある。

ま 行

緑の一里塚（緑の道標）

みどりのまちづくり市民会議の提案事項のひとつ。河川や水路沿いなど身近な空地を活用し、スポット的に地域の特色ある植栽を行うことにより、地区単位の効果的な緑が軸線的に連なり、さらに全市的な緑豊かな風景づくりへ波及することをねらいとした緑のネットワーク形成のこと。

緑のリサイクル

公園や街路樹等の管理により発生した枝や葉を、公園園路の舗装に用いるチップや堆肥等に再利用するなど、緑の資源を循環させて有効活用すること。

未利用地

市街地内における遊休農地や工場の跡地など、土地利用が行われていない土地のこと。

モニタリング

継続的に点検、監視すること。変化を見逃さないように観測を続け、監視すること。

や 行

遊休農地

過去一年間以上にわたって耕作の目的に供されず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

有用微生物

人間や動物、作物や自然環境に対して無害で有益な働きを持つ微生物のこと。

ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインを意味する。年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

用途地域

用途地域は都市計画法に定める地域地区の一つで、

住居、商業、工業など大枠の土地利用を定め、土地や建物の用途に一定の制限を加えることにより、各種用途が混在することによる都市環境の悪化などを計画的に防ごうとする制度。現在、12種類の用途地域がある。

ら 行

リサイクル

資源の再生利用・循環使用のこと。システムとして確立することにより、環境への負荷低減や省資源・省エネルギー、ごみの減量などの効果が期待できる。

緑 道

災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯および歩行者路、または自転車路を主体とする緑地のこと。幅員10~20mを標準として、公園・緑地、学校、ショッピングセンター等を相互に結ぶよう配置される。(近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位で、小学校区に相当する)

緑地協定(制度)

都市緑地法に基づく制度で、一団の土地所有者等の全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定のこと。協定には、対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置などが定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

緑地保全地域

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地で風致または景観が優れているなど、良好な自然的環境を形成している比較的大規模な緑地を保全するため、県知事または市町村長が都市計画に定める地域地区のこと。比較的緩やかな行為の制限を定め、樹木の伐採など一定の行為を行う際には県知事の許可が必要となる。

レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

レッドデータ

国際自然保護連合が発表している絶滅のおそれのある野生動植物のリストのこと。

わ 行

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。

ワンストップサービス

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。特に、様々な行政手続きを一度に行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。

笛吹市緑の基本計画

平成 23 年 3 月

発 行：笛吹市

編 集：建設部 まちづくり整備課

〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部 809-1

TEL 055-261-3334 (直通) FAX 055-261-3335

URL <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

協 力：株式会社 ブレーンズ



笛吹市



GREEN PLANNING OF FUEFUKE CITY
笛吹市緑の基本計画